

※ 本アンケート調査結果の複製、転載、引用等をご希望の場合は、本ネットワーク事務局まで事前に必ずご一報いただきますようお願い申し上げます。

市町村行政における成年後見制度利用促進に関するアンケート調査

《 調 査 結 果 》

調査時期：令和３年９月１日（水）から令和３年９月２４日（金）

目 的：徳島県内各市町村における成年後見制度利用促進の取り組み状況の把握

対 象：徳島県内各市町村高齢者福祉担当課および障がい者福祉担当課

調査方法：質問紙法 郵送及びメールによる発送 郵送またはメールによる回収

特定非営利活動法人とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク

市町村長申立の要綱作成状況・親族調査・取組状況

市町村	要綱の形態※	令和2年度以降の改定	市町村長申立にかかる親族調査	事情により親族が申立を行わない場合 市町村長申立を行うか	本人・親族申立てが困難であり、成年後見制度利用が必要であると思われた事案について	
					市町村長申立てを行わなかった事案の有無	市町村長申立てを行わなかった理由
徳島市	①	ある	2親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	
鳴門市	②	ある	2親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	
小松島市	②	ある	2親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	
阿南市	①	ない	2親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	
吉野川市	①	ない	2親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	
阿波市	②	ある	2親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	
美馬市	②	ない	2親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	
三好市	②(予定)	ある:協議中(高齢) ある(障がい)	2親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	
勝浦町	②	ある	2親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	
上勝町	②	ない	4親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	
佐那河内村	①	ない	2親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	
石井町	②	ある	2親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	
神山町	②	ある	4親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	
松茂町	①	ない	2親等まで※	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案あり(高齢) 市町村長申立を行わなかった事案なし(障がい)	成年後見制度利用について必要性及び緊急度が低いと判断した他(高齢)
北島町	①	ある	2親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	
藍住町	②	ない	2親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	
板野町	①	ない	2親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	
上板町	②	ない	2親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	
那賀町	②	ない	2親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	
美波町	②	ない	2親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	
牟岐町	②	ない	2親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	
海陽町	①	ない	2親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	
つるぎ町	①	ある	2親等まで※	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし(高齢) 市町村長申立を行わなかった事案あり(障がい)	4親等以内に多くのしっかりした親族がいて、本人も障害福祉サービスと日常自立支援サービスで困ったことはなく、町長申立ての必要はないと判断した(障がい)
東みよし町	②	ある	2親等まで	市町村長申立を行う	市町村長申立を行わなかった事案なし	

①市町村長申立と成年後見制度利用支援事業の実施要綱を別に作成している。②市町村長申立と成年後見制度利用支援事業の実施要綱をひとつにまとめている。

※ 松茂町:拡大することもあり(高齢) つるぎ町:4親等までの親族等の存在が明らかな時は4親等まで(高齢)

市町村長申立実施の判断に関する専門職のサポート【高齢者】

市町村	市町村長申立実施の判断に関する専門職のサポートの有無	内容
徳島市	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークと委託契約
鳴門市	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	成年後見制度無料相談窓等：リーガルサポートと契約 高齢者障がい者権利擁護支援事業：弁護士会と契約
小松島市	専門職から助言等のサポートは得ていない	
阿南市	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	阿南市成年後見センター（R3.4.1 設立）からサポートを得ている
吉野川市	専門職から助言等のサポートは得ていない	
阿波市	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	徳島弁護士会所属弁護士に相談業務を委託
美馬市	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークと委託契約
三好市	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	
勝浦町	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークと委託契約
上勝町	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークと委託契約
佐那河内村	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークと委託契約
石井町	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークと委託契約
神山町	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	
松茂町	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している	徳島弁護士会と高齢者権利擁護支援業務について契約を締結
北島町	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	権利擁護支援に関する弁護士相談を定期的実施
藍住町	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	
板野町	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している	必要に応じて地域ケア会議を実施し、その中で弁護士に相談
上板町	専門職から助言等のサポートは得ていない	
那賀町	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークと委託契約
美波町	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークと委託契約
牟岐町	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークと委託契約（牟岐町社会福祉協議会）
海陽町	専門職から助言等のサポートは得ていない	
つるぎ町	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	高齢者障がい者権利擁護支援事業（徳島弁護士会）の契約 専門職との関係が良く、気軽に相談でき、助言いただいている。
東みよし町	専門職から助言等のサポートは得ていない	

市町村長申立実施の判断に関する専門職のサポート【障がい者】

市町村	市町村長申立実施の判断に関する専門職のサポートの有無	内容
徳島市	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークと委託契約
鳴門市	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	成年後見制度無料相談窓等：リーガルサポートと契約 高齢者障がい者権利擁護支援事業：弁護士会と契約
小松島市	専門職から助言等のサポートは得ていない	
阿南市	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	阿南市成年後見センター（R3.4.1 設立）のサポートを得ている。
吉野川市	専門職から助言等のサポートは得ていない	
阿波市	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	
美馬市	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークと委託契約
三好市	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	
勝浦町	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークと委託契約
上勝町	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークと委託契約
佐那河内村	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークと委託契約
石井町	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークと委託契約
神山町	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	
松茂町	専門職から助言等のサポートは得ていない	
北島町	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	権利擁護支援に関する弁護士相談を定期的に実施。
藍住町	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	町による法律相談事業があり、必要に応じて相談できる。
板野町	専門職から助言等のサポートは得ていない	
上板町	専門職から助言等のサポートは得ていない	
那賀町	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークと委託契約
美波町	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークと委託契約
牟岐町	専門職から助言等のサポートは得ていない	
海陽町	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	
つるぎ町	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	弁護士の派遣のための予算を確保している。
東みよし町	専門職から助言等のサポートは得ていない	

市町村長申立実績

(件数)

市町村	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成23年度～ 令和2年度の総件数
徳島市	10	12	13	19	9	13	16	25	30	22	169
鳴門市	1	5	5	6	10	12	15	19	16	8	97
小松島市	1	2	3	0	2	3	1	3	2	0	17
阿南市	0	3	1	1	4	0	13	7	6	12	47
吉野川市	1	2	4	4	5	5	4	7	5	2	39
阿波市	3	4	1	4	7	2	7	1	4	6	39
美馬市	1	5	5	3	7	5	8	8	14	23	79
三好市	0	2	3	1	0	2	3	3	4	6	24
勝浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上勝町	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	3
佐那河内村	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
石井町	0	3	1	1	3	3	5	3	5	6	30
神山町	0	1	2	0	1	1	0	2	1	0	8
松茂町	0	0	3	0	1	2	0	0	1	1	8
北島町	1	1	0	1	1	1	2	1	1	0	9
藍住町	0	0	4	4	5	0	0	1	1	1	16
板野町	0	2	0	1	0	1	0	3	1	1	9
上板町	1	0	0	2	0	0	5	3	2	1	14
那賀町	1	1	2	1	0	4	0	1	3	6	19
美波町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
牟岐町	1	0	2	0	2	1	0	0	0	1	7
海陽町	0	0	1	2	0	0	1	1	4	1	10
つるぎ町	1	2	0	0	0	0	0	0	0	4	7
東みよし町	0	0	0	0	0	1	2	1	3	1	8
合計	22	45	52	50	57	57	82	90	104	102	661

※ 北島町:回答なし(高齢者)

市町村長申立実績【高齢者】

(件数)

市町村	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成23年度～ 令和2年度の総件数	現在手続中の事業 (検討も含む)	最近の傾向
徳島市	7	8	8	16	6	8	15	22	24	18	132	8	横ばい
鳴門市	1	5	3	4	2	8	5	6	13	7	54	3	横ばい
小松島市	0	2	0	0	1	2	1	2	2	0	10	1	増加傾向
阿南市	0	1	1	0	3	0	8	4	4	10	31	2	増加傾向
吉野川市	1	1	3	3	4	3	1	5	5	2	28	1	増加傾向
阿波市	2	1	1	3	7	1	6		4	6	31	2	横ばい
美馬市	1	5	5	3	6	3	6	6	13	18	66	3	増加傾向
三好市	0	2	1	1	0	2	2	2	4	5	19	3	増加傾向
勝浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	増加傾向
上勝町	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	横ばい
佐那河内村	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	横ばい
石井町	0	2	1	1	3	2	5	3	4	5	26	2	増加傾向
神山町	0	1	2	0	1	1	0	2	1	0	8	1	横ばい
松茂町	0	0	1	0	1	2	0	0	1	1	6	4	増加傾向
北島町	1	1	0	1	1	1	2	1	1	回答なし	9	あり(件数の回答なし)	増加傾向
藍住町	0	0	3	4	5	0	0	0	0	1	13	0	横ばい
板野町	0	1	0	1	0	1	0	3	0	1	7	1	横ばい
上板町	1	0	0	2	0	0	2	1	1	1	8	1	横ばい
那賀町	1	1	2	1	0	3	0	1	3	6	18	2	増加傾向
美波町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	横ばい
牟岐町	1	0	1	0	2	0	0	0	0	1	5	0	横ばい
海陽町	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	4	0	横ばい
つるぎ町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	3	1	増加傾向
東みよし町	0	0	0	0	0	1	1	1	3	1	7	1	横ばい
合計	16	32	33	41	42	39	54	59	87	85	488	38	

令和2年度 類型別：後見類型 61名 保佐類型 17名 補助類型 7名

市町村長申立実績【障がい者】

(件数)

市町村	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成23年度～ 令和2年度の総件数	現在手続き中事案 (検討も含む)	最近の傾向
徳島市	3	4	5	3	3	5	1	3	6	4	37	3	横ばい
鳴門市	0	0	2	2	8	4	10	13	3	1	43	5	増加傾向
小松島市	1	0	3	0	1	1	0	1	0	0	7	0	横ばい
阿南市	0	2	0	1	1	0	5	3	2	2	16	0	横ばい
吉野川市	0	1	1	1	1	2	3	2	0	0	11	0	横ばい
阿波市	1	3	0	1	0	1	1	1	0	0	8	1	増加傾向
美馬市	0	0	0	0	1	2	2	2	1	5	13	0	横ばい
三好市	0	0	2	0	0	0	1	1	0	1	5	0	横ばい
勝浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	申立ては現在まで行った ことがない状態である
上勝町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	横ばい
佐那河内村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	横ばい
石井町	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	4	1	横ばい
神山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	横ばい
松茂町	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	横ばい
北島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	横ばい
藍住町	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	3	0	横ばい
板野町	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	横ばい
上板町	0	0	0	0	0	0	3	2	1	0	6	0	横ばい
那賀町	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	増加傾向
美波町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	ほとんどなし
牟岐町	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	横ばい
海陽町	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	6	0	横ばい
つるぎ町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	4	0	増加傾向
東みよし町	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	横ばい
合計	6	13	19	9	15	18	28	31	17	17	173	11	

令和2年度 類型別：後見類型 15名 保佐類型 1名 補助類型 1名

【 高齢者 】

① 審判申立をするまでに要する期間

1か月ぐらい	2
2か月ぐらい	5
3か月ぐらい	13
4か月ぐらい	2
5か月ぐらい	
6か月ぐらい	
18か月ぐらい	
その他	2
無回答	

※その他

■実績なし

⑤ 市町村長申立に関して困難に感じていること

手続きの煩雑さ	17
制度が分かりにくい	5
サポート体制の不備	2
後見人報酬の手当て	7
後見人候補者の選定	3
鑑定費用の手当て	1
担当人員不足	8
行政内部の調整や手続き	2
その他	2
無回答	

※その他

■診断書作成の依頼

■親族の同意

② 市町村長申立をするために、課題となる理由

親族の有無の調査に時間がかかる	21
親族の申立の意思確認に時間がかかる	21
内部の手続きに時間がかかる	1
人員が足りない	6
その他	2
無回答	

※その他

■財産目録の作成において、不動産や自動車の把握に困難をきたしている

迅速かつ的確に把握するには税情報の利用が最も有効であるが、税情報を利用できる法の定めがなく利用できない。

■診断書作成に時間がかかる場合がある。

■かかりつけ医から診断書作成を断られる場合が増えており、精神科受診につなげるまでに時間を要する。

■他業務が忙しい

■実績なし

③ 親族の有無の調査に要する期間

1か月ぐらい	10
2か月ぐらい	9
3か月ぐらい	
4か月ぐらい	
その他	1
無回答	

※その他

④ 親族の申立の意思確認に要する期間

1か月ぐらい	14
2か月ぐらい	1
3か月ぐらい	
4か月ぐらい	
その他	4
無回答	

※その他

■実績なし

【 障がい者 】

① 審判申立をするまでに要する期間

1か月ぐらい	2
2か月ぐらい	6
3か月ぐらい	9
4か月ぐらい	2
5か月ぐらい	0
6か月ぐらい	1
8か月ぐらい	1
その他	1
無回答	2

※その他

■実績がないため不明

⑤ 市町村長申立に関して困難に感じていること

手続きの煩雑さ	15
制度が分かりにくい	3
サポート体制の不備	3
後見人報酬の手当て	5
後見人候補者の選定	6
鑑定費用の手当て	1
担当人員不足	10
行政内部の調整や手続き	1
その他	5
無回答	1

※その他

■市長申立てした方が転出した場合、その後の報酬はどこの市町村が支払うか

等の全国的な取り決めがないため何かがあるたびに悩む

■現在のところ特になし

■後見人として福祉職の需要が多いが、人材に限られ、審判までに時間を要し、支援開始が遅れている。

■市町村申立てを行うことの適否の判断が難しい

■当事者や親族等、関係者への説明

② 市町村長申立をするために、課題となる理由

親族の有無の調査に時間がかかる	20
親族の申立の意思確認に時間がかかる	17
内部の手続きに時間がかかる	2
人員が足りない	10
その他	2
無回答	2

※その他

■他業務が忙しい

■実績がないため不明

■町外に住民票がある場合の他自治体との調整

③ 親族の有無の調査に要する期間

1か月ぐらい	8
2か月ぐらい	8
3か月ぐらい	1
4か月ぐらい	0
その他	3
無回答	0

※その他

■8か月ぐらい

■14日ぐらい

④ 親族の申立の意思確認に要する期間

1か月ぐらい	13
2か月ぐらい	1
3か月ぐらい	0
4か月ぐらい	1
その他	2
無回答	0

※その他

■8か月ぐらい

■14日ぐらい

■親族の有無・調査

市町村長申立てにおける成年後見人等候補者の調整

市町村	市町村長申立てにおける成年後見人等候補者の調整	内容
徳島市	調整は行っていない	
鳴門市	調整は行っていない	
小松島市	調整は行っていない	
阿南市	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
吉野川市	調整は行っていない	
阿波市	その他	専門職へ相談できる体制を整備しており、職種（弁護士、司法書士、社会福祉士）をある程度決め、家庭裁判所へ伝えている（高齢） 地域包括支援センターの社会福祉士等の助言を得たり、ケア会議での検討により調整を行っている（障がい）
美馬市	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
三好市	調整は行っていない	
勝浦町	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
上勝町	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
佐那河内村	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
石井町	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
神山町	専門職から助言等を得られる体制は整備していないが、必要に応じて専門職に相談できる手立ては確保している	
松茂町	調整は行っていない	
北島町	専門職から助言等を得られる体制は整備していないが、必要に応じて専門職に相談できる手立ては確保している	定期的な弁護士相談により適宜相談している
藍住町	専門職からの助言等は得ず、ケア会議や担当課内での検討により調整している（高齢） 専門職から助言等を得られる体制は整備していないが、必要に応じて専門職に相談できる手立ては確保している（障がい）	
板野町	調整は行っていない（障がい）	状況により候補者を調整する場合あり（高齢）
上板町	調整は行っていない	
那賀町	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
美波町	専門職からの助言等は得ず、ケア会議や担当課内での検討により調整している（高齢） 調整は行っていない（障がい）	
牟岐町	専門職から助言等を得られる体制は整備していないが、必要に応じて専門職に相談できる手立ては確保している（高齢） 調整は行っていない（障がい）	
海陽町	調整は行っていない	
つるぎ町	専門職から助言等を得られる体制は整備していないが、必要に応じて専門職に相談できる手立ては確保している	個々のケースに応じて直接専門職に対し、成年後見人等候補者の調整を行っている（高齢） 弁護士派遣のための予算を確保している（障がい）
東みよし町	調整は行っていない	

市町村長申立に関する意見や要望

【高齢者福祉担当課】

◇ 家庭裁判所に対して

阿南市	申立ての際に必要な「財産目録」の作成において、不動産や自動車の把握に困難をきたしている。市長申立てにおいて、迅速かつ的確に把握するには税情報の利用が最も有効であるが、税情報を利用できる法の定めがないため、税情報を利用できない。成年被後見人の不動産等を的確に把握し、後見人の選任がスムーズに行えるよう、税情報の内部利用について、裁判所から国（総務省等）に働きかけていただき、国から県・市町村（税関係部署）へ協力を呼び掛けてもらいたい。
美馬市	診断書作成及び類型の診断基準について、正しく理解いただけていない先生（医師）がおられる。事例を通して、成年後見制度についてご理解いただく努力はしているが、今一度家庭裁判所から先生方への協力依頼などのアプローチをお願いしたい。制度利用が権利侵害だと思っている先生も少なくないようである。
三好市	調査官が対象者の調査をする際に、認知症がある対象者が「通帳は自分で管理できます」と言ったため、代理行為から金銭管理が外れたことがあった。診断書をベースに（長谷川式〇点etc.）、認知症患者や脳の機能障がいの方の判断は、もう一段踏みこんだ調査になると大変ありがたい。

◇ 国や県に対して

鳴門市	県内の市町村長申立の県内ルールについて示していただいているが、各市町村において要綱がルールに即した形で統一されなければ、運用が難しい現状がある。（本市においても要綱の改正はできていない）各市町村で、タイミングを合わせて改正等検討する必要があるのではないかと。
阿南市	少子高齢化、核家族化が急速に進む中、今後益々、成年後見制度の利用者の増加が見込まれる。当該制度利用者の増加に比例し、経済的理由により後見報酬を支払うことが困難である者も増加していくことが予測されることから、市町村が実施する後見報酬助成に対して、国、県ともに十分に財源を確保していただきたい。
美馬市	「成年後見制度を利用すると、後見人が財産を好きなようにできるから権利侵害になる」と誤解している医師がおられたり、まだまだ関係者の中でも制度の理解は十分ではない。各関係機関にそれぞれ届くような形での周知・研修をお願いしたい。
三好市	法人後見の立ち上げから市民後見への流れを実例を交えて教えていただけるとありがたい。
勝浦町	親族調査に時間と手間がかかることから、戸籍や戸籍の附票のオンライン請求ができるよう要望する。

◇ 関係機関（利用支援を行う機関や専門職団体）に対して

鳴門市	市長申し立てで後見人等がついた被後見人等を支援する関係者から、後見人等への苦情を伺うことがある。伺った苦情に関しては専門職団体にお伝えしているところだが、専門職団体として、研修や指導体制を整備していただきたい。
-----	---

市町村長申立に関する意見や要望

【障がい者福祉担当課】

◇ 家庭裁判所に対して

阿南市	申立ての際に必要である「財産目録」の作成において、不動産や自動車の把握に困難をきたしている。市長申立てにおいて、迅速かつ的確に把握するには税情報の利用が最も有効であるが、税情報を利用できる法の定めがないため、税情報を利用できない。成年被後見人の不動産等を的確に把握し、後見人の選任がスムーズに行えるよう、税情報の内部利用について、裁判所から国（総務省等）に働きかけていただき、国から県・市町村（税関係部署）へ協力を呼びかけてもらいたい。
-----	--

◇ 国や県に対して

鳴門市	精神科病院に長期入院している方が多く、入院前に居住した市町村に既に住居等が存在しておらず、必然的に精神科病院が所在する市町村が要請を受けることが非常に多い。このため精神科病院の多い市町村に事務負担が著しくかかっている。障害者総合支援法においては精神科病院については居住地特例の対象となっていることから、市町村長申立てに関しても入院前の自治体で対応することはできないのか。 また財源措置について、現在、地域生活支援事業に含まれており実態としてはほぼ市の持ち出しの状況となっている。報酬助成等の負担が増加していることから、負担金等直接的な財源にするなど財政措置を明確にしていきたい。
小松島市	市長申立てで成年後見制度を利用している人が転出した場合、その後の報酬はどこの市町村が支払うのか等の取り決めがない。近隣への転出ならよいが、遠い県外に行った場合もある。いろんな場合を想定しての取り決めやQ & Aを出してほしい。
阿南市	少子高齢化、核家族化が急速に進む中、今後益々、成年後見制度の利用者の増加が見込まれる。当該制度利用者の増加に比例し、経済的理由により後見報酬を支払うことが困難であるものも増加していくことが予測されることから、市町村が実施する後見報酬助成に対して、国、県ともに十分に財源を確保していただきたい。
つるぎ町	町長申立費用、後見人報酬助成の補助率の増

◇ 関係機関（利用支援を行う機関や専門職団体）に対して

鳴門市	後見人等の質の向上に関する体制づくり。
-----	---------------------

市町村長申立を促進するために必要な取り組み

【 高齢者福祉担当課 】

鳴門市	関係機関との連携(市長申立ての要件について説明する) 庁内担当部署との連携
小松島市	住民や関係者に対する制度の周知
阿南市	市と関係機関が連携し、制度の普及啓発に取り組むほか、支援を必要とする人の早期発見・早期対応に努めること
三好市	広報をよりしていくこと 日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業担当との一層の連携
勝浦町	制度内容や相談窓口について、関係機関・住民への周知 支援関係者への研修 町職員の適性な人員配置
上勝町	制度の周知、啓発
上板町	制度の具体的な周知と相談窓口の充実
つるぎ町	当町では、まだ法人後見が未設置であり、町長申立が必要な状態の方が増加している中で、専門職に頼らざるを得ない状況である。身寄りがなく、トラブルや多額の債務を抱え収入や蓄えがほとんどない方の支援について、専門職の負担は非常に大きいと思われる。そのため、当町成年後見支援センターで対応可能な事柄は後見人と共に対応したり、サポートを行う体制の強化を目指している。町長申立を促進するためには、その後の後見人等の受け皿が必須であり、限られた専門職だけでなく、社会福祉協議会のみにとらわれない社会福祉法人による法人後見の体制設備を推進することが急務と考え、行動している。

市町村長申立を促進するために必要な取り組み

【 障がい者福祉担当課 】

徳島市	制度周知
鳴門市	関係機関との連携、高齢者支援担当課ならびに市社会福祉協議会との定期的な情報共有と連携。
阿南市	医療機関や福祉関係機関、自治会等と連携し、成年後見制度に関する周知・啓発や相談体制の充実を図っていく必要がある。
勝浦町	・広報等による住民への周知を行い、市町村申立についての認知度を高める必要がある。 ・専門の職員の配置。
上勝町	制度の周知、啓発
石井町	地域住民や関係機関への周知
松茂町	煩雑な手続きや制度を理解する職員の養成・勉強会への参加
上板町	制度の具体的な周知及び相談窓口の充実
つるぎ町	申立て費用、後見人報酬助成100%国費化

成年後見制度利用支援事業の要綱作成状況・助成対象①【高齢者】

市町村	令和2年度以降の改定
徳島市	ある
鳴門市	ある
小松島市	ある
阿南市	ある
吉野川市	ない
阿波市	ある
美馬市	ない
三好市	ある
勝浦町	ある
上勝町	ない
佐那河内村	ない
石井町	ある
神山町	ある
松茂町	ある
北島町	ある
藍住町	ない
板野町	ない
上板町	ない
那賀町	ない
美波町	ない
牟岐町	ない
海陽町	ない
つるぎ町	ある
東みよし町	ある

市町村長申立に限らず、親族申立・本人申立の場合も助成対象としているか		親族申立・本人申立を助成対象としていない場合の今後の方針と理由	
×	まだ、対象としていない	助成対象の拡大について検討中	
×	まだ、対象としていない	助成対象とする予定はない	予算措置が難しいため
×	まだ、対象としていない	助成対象とする予定はない	対象者が広がり、財政措置ができなくなる可能性があるため
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
×	まだ、対象としていない	助成対象とする予定はない	財政的に困難なため
×	まだ、対象としていない	助成対象とする予定はない	予算確保が困難。事務量が増加するとタイムリーな対応が難しい
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
×	現状は対象外だが、今後対象とするかどうか検討する	助成対象の拡大について検討中	
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
○	実施要綱の改定はできていないが、運用において対象としている		
×	まだ、対象としていない(今年度改定予定)	助成対象の拡大について検討中	今年度改定予定
×	まだ、対象としていない	石井町成年後見制度利用促進基本計画策定期間中(R3～R7)に検討予定	
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
×	まだ、対象としていない	助成対象とする予定はない	優先すべきは、町長申立て該当者と考えている。
×	まだ、対象としていない	助成対象とする予定はない	親族での対応を進めているため
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
×	まだ、対象としていない	助成対象とする予定はない	財政面で困難さがある
×	まだ、対象としていない	助成対象の拡大について検討中	

まだ、対象としていない市町村: 12市町村

助成対象の拡大について検討中: 5市町村

成年後見制度利用支援事業の要綱作成状況・助成対象①【障がい者】

市町村	令和2年度以降の改定
徳島市	ある
鳴門市	ある
小松島市	ある
阿南市	ない
吉野川市	ない
阿波市	ある
美馬市	ない
三好市	ある
勝浦町	ある
上勝町	ない
佐那河内村	ある
石井町	ない
神山町	ある
松茂町	ない
北島町	ある
藍住町	ない
板野町	ない
上板町	ない
那賀町	ない
美波町	ない
牟岐町	ない
海陽町	ない
つるぎ町	ある
東みよし町	ある

市町村長申立に限らず、親族申立・本人申立の場合も助成対象としているか		親族申立・本人申立を助成対象としていない場合の今後の方針と理由	
×	財源の確保が困難であるため	助成対象の拡大について検討中	
×	予算措置が困難	助成対象とする予定はない	予算措置が困難
×	財政的に難しい	助成対象とする予定はない	財政的に難しい
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
×	実施要綱で対象としていないため	助成対象とする予定はない	財政的に困難なため
×	予算措置が困難なため	助成対象とする予定はない	予算措置が困難なため。事務量が増加すると、タイムリーな対応が難しい。
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
×	助成が必要な状況であるか把握できない為	助成対象の拡大について検討中	
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
○	実施要綱の改定はできていないが、運用において対象としている		
×	今年度改定予定。	助成対象の拡大について検討中	今年度改定予定。
×	予算措置が認められないため	助成対象の拡大について検討中	
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
×		助成対象とする予定はない	
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
×	予算措置的事情	助成対象とする予定はない	予算措置的事情
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
○	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している		
×	財政が厳しいため	助成対象とする予定はない	財政が厳しいため
×	財政負担が生じるため	助成対象とする予定はない	財政負担が生じるため

まだ、対象としていない市町村：12市町村

助成対象の拡大について検討中：4市町村

成年後見制度利用支援事業における助成対象②【高齢者】

市町村	生活保護受給者に準ずる者を助成対象としているか			
	申立費用		後見報酬	
徳島市	○	実施要綱等に明記していないが、運用において対象としている	○	実施要綱等に明記していないが、運用において対象としている
鳴門市	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
小松島市	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
阿南市	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
吉野川市	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
阿波市	○	市長申立に限り生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	市長申立に限り生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
美馬市	○	実施要綱等に明記していないが、運用において対象としている	○	実施要綱等に明記していないが、運用において対象としている
三好市	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
勝浦町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
上勝町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
佐那河内村	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	×	助成対象の拡大について検討中。今年度要綱改定予定。
石井町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
神山町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
松茂町	○	実施要綱等に明記していないが、運用において対象としている	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
北島町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
藍住町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
板野町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
上板町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	×	まだ対象としていない
那賀町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
美波町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
牟岐町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
海陽町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
つるぎ町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
東みよし町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している

成年後見制度利用支援事業における助成対象②【障がい者】

市町村	生活保護受給者に準ずる者を助成対象としているか			
	申立費用		後見報酬	
徳島市	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
鳴門市	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
小松島市	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
阿南市	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
吉野川市	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
阿波市	その他	市町村申立てに限るが、生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の助成金交付要領を策定している。	その他	市町村申立てに限る。
美馬市	○	実施要綱等に明記していないが、運用において対象としている	○	実施要綱等に明記していないが、運用において対象としている
三好市	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
勝浦町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
上勝町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
佐那河内村	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	×	助成対象の拡大について検討中。今年度要綱改定予定。
石井町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
神山町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
松茂町	○	実施要綱等に明記していないが、運用において対象としている	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
北島町	○	実施要綱等に明記していないが、運用において対象としている	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
藍住町	○	実施要綱等に明記していないが、運用において対象としている	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
板野町	○	実施要綱等に明記していないが、運用において対象としている	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
上板町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	×	予算措置的な事情
那賀町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
美波町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
牟岐町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
海陽町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
つるぎ町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
東みよし町	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	○	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している

成年後見制度利用支援事業における助成対象③【高齢者】

市町村	後見報酬の助成対象とする本人の預貯金額		法人が成年後見人等である場合の報酬助成	
	設定の有無	定めている場合の本人の預貯金額等	助成の有無	対象としていない場合の理由
徳島市	定めている	800,000円以下	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
鳴門市	定めていない		実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
小松島市	定めていない		実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
阿南市	定めている	単身世帯150万円以下 2人以上150万円に50万円/人を加えた額以下	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
吉野川市	定めていない		無回答	
阿波市	定めていない		無回答	
美馬市	定めていない		実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
三好市	定めていない		その他	まだ活動がない
勝浦町	その他	預金金額に定めはないが、生活保護受給者またはそれに準じる者が対象である。	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
上勝町	定めていない		実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
佐那河内村	定めていない		無回答	
石井町	定めていない		実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
神山町	定めていない		対象としていない	検討中
松茂町	定めていない		その他	法人後見の実績がないため、今後の検討事項
北島町	定めていない		対象としていない	
藍住町	定めている	500,000円以下 ※1人増えるごとに10万円を加算	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
板野町	定めていない		その他	法人後見を想定していない
上板町	定めていない		対象としていない	
那賀町	定めている	3,000,000円以下	助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	
美波町	定めていない		実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
牟岐町	定めていない		対象としていない	実績がないため、検討できていない
海陽町	定めていない		対象としていない	法人に対して助成することは想定していない
つるぎ町	定めていない		実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
東みよし町	定めていない		対象としていない	要綱で対象としていないため

成年後見制度利用支援事業における助成対象③【障がい者】

市町村	後見報酬の助成対象とする本人の預貯金額		法人が成年後見人等である場合の報酬助成	
	設定の有無	定めている場合の本人の預貯金額等	助成の有無	対象としていない場合の理由
徳島市	定めている	80万円以下	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
鳴門市	定めていない		実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
小松島市	定めていない		実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
阿南市	定めている	1,500,000以下 ※補足 単身世帯 150万円以下 2人以上 150万円に50万円/人を加えた額以下	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
吉野川市	定めていない		その他	ケースがないため、検討予定
阿波市	定めていない		その他	本市から社会福祉関連の補助金等で市長が指定するものの交付を受けている場合は除く。
美馬市	定めていない		実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
三好市	定めていない		対象としていない	現時点では対象外。今後高齢担当と調整し、検討する。
勝浦町	その他	預金金額に定めはないが、生活保護受給者またはそれに準じる者が対象である。	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
上勝町	定めていない		実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
佐那河内村	定めていない		その他	実施要綱等において明記なし。運用について検討中。
石井町	定めていない		実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
神山町	定めている	350万円以下	助成対象としている	
松茂町	定めていない		実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
北島町	定めていない		対象としていない	
藍住町	定めていない		実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
板野町	定めていない		その他	法人後見を想定していない
上板町	定めていない		対象としていない	助成してない
那賀町	定めていない		助成対象としている	
美波町	定めていない		実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
牟岐町	定めていない		実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
海陽町	定めていない		助成対象としている	
つるぎ町	定めていない		対象としていない	受託する法人が無いため
東みよし町	定めていない		対象としていない	法人がないため

成年後見制度利用支援事業における後見報酬の助成内容【高齢者】

市町村	助成の上限額					家庭裁判所が決定した報酬額に対する助成の方針
	上限の有無	区分1		区分2		
徳島市	○	在宅	28,000円	入院・入所	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
鳴門市	○	在宅生活者	28,000円	施設利用者	18,000円	本人の預金額により、報酬額の一部を助成する
小松島市	○	在宅	28,000円	施設入所	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
阿南市	○	在宅	28,000円	施設入所	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
吉野川市	○	在宅	28,000円	施設入所又は入院	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
阿波市	○	在宅	28,000円	施設入所・入院	18,000円	助成要件に該当した場合に上限額の範囲で助成
美馬市	○	在宅	28,000円	施設入所(長期入院を含む)	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
三好市	○	在宅	28,000円(予定)	施設入居	18,000円(予定)	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
勝浦町	○	在宅生活者	28,000円	施設入所者	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
上勝町	×					本人の預貯金額及び収入の状況により報酬の全部又は一部を助成する
佐那河内村	○	在宅で生活している場合	28,000円	施設入所又は長期入院している場合	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
石井町	○	在宅生活者	28,000円	施設等(病院及び診療所を含む)利用者	18,000円	報酬額全額もしくは定められた上限額を助成する。ただし本人の預金額により助成しない場合がある。
神山町	○	対象者の生活の場が在宅にある者	28,000円	施設に入所する者又は病院に入院中の者	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
松茂町	○	在宅生活者	28,000円	施設等入所者	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
北島町	○	在宅	28,000円	施設入所	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
藍住町	○	在宅生活者	28,000円	施設入所者	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
板野町	○	在宅	28,000円	入院・入所施設	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
上板町	×					定めていない
那賀町	○	対象者の生活の場が在宅の場合	28,000円	対象者の生活の場が施設の場合	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
美波町	○	対象者の生活根拠が在宅の場合	28,000円	対象者の生活根拠が施設の場合	18,000円	本人の預金額により、報酬額の一部を助成する
牟岐町	○	在宅生活者	28,000円	施設等入所者	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
海陽町	○	施設入所者以外の者	28,000円	施設入所者	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
つるぎ町	○	居宅	28,000円	施設	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
東みよし町	○	在宅	28,000円	施設入所又は長期入院	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する

成年後見制度利用支援事業における後見報酬の助成内容【障がい者】

市町村	助成の上限額					家庭裁判所が決定した報酬額に対する助成の方針
	上限の有無	区分1		区分2		
徳島市	○	在宅	28,000円	施設等	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
鳴門市	○	在宅	28,000円	施設等	18,000円	本人の預金額により、報酬額の一部を助成する
小松島市	○	在宅者	28,000円	施設入所者	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
阿南市	○	在宅者	28,000円	施設入所者	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
吉野川市	○	在宅で生活している	28,000円	施設等に入所し、又は入院している	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
阿波市	○	在宅	28,000円	施設入所、入院	18,000円	その他(助成要件に該当した場合に、上限額の範囲で助成。)
美馬市	○	在宅	28,000円	施設入所(長期入院を含む)	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
三好市	×					報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
勝浦町	○	在宅生活者	28,000円	施設等入所者	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
上勝町	×					その他(本人の預金額及び収入の状況により、報酬の全部又は一部を助成する。)
佐那河内村	○	在宅で生活している場合	28,000円	施設入所又は長期入院している場合	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
石井町	○	在宅生活者	28,000円	施設等入所者	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
神山町	○	在宅	28,000円	施設入所又は入院中	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
松茂町	○	在宅生活者	28,000円	施設等入所者	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
北島町	○	在宅生活者	28,000円	施設等入所者	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
藍住町	○	在宅生活者	28,000円	施設入所者	18,000円	本人の預金額により、報酬額の一部を助成する
板野町	○	在宅	28,000円	入院・入所施設	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
上板町	×					助成していない
那賀町	○	在宅	28,000円	施設	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
美波町	○	対象者の生活根拠が在宅の場合	28,000円	対象者の生活根拠が施設の場合	18,000円	本人の預金額により、報酬額の一部を助成する
牟岐町	○	在宅生活者	28,000円	施設入所者	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
海陽町	○	施設入所者以外の者	28,000円	施設入所者	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
つるぎ町	○	在宅	28,000円	施設入所	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する
東みよし町	○	在宅	28,000円	施設入所又は長期入院	18,000円	報酬額全額(上限額を定めている場合はその範囲において)を助成する

成年後見制度利用支援事業 申立費用の助成実績【高齢者】

市町村	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	H24～R2 総件数
徳島市	0	0	0	6	9	0	0	1	0	16
鳴門市	3	1	2	1	4	3	4	5	7	30
小松島市	2	0	0	1	1	0	0	1	0	5
阿南市	0	0	0	3	0	0	1	4	0	8
吉野川市	1	3	0	4	3	1	4	5	2	23
阿波市	1	0	1	5	1	3	3	2	4	20
美馬市	5	3	5	6	3	1	2	3	5	33
三好市	2	0	0	0	2	2	1	1	2	10
勝浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上勝町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
佐那河内村	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
石井町	2	1	1	0	0	3	3	4	4	18
神山町	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
松茂町	0	1	0	0	2	0	0	0	0	3
北島町	1	0	1	0	1	2	1	1	0	7
藍住町	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
板野町	1	0	1	0	0	0	2	0	1	5
上板町	0	0	1	0	0	0	1	1	0	3
那賀町	1	2	1	0	0	0	3	5	5	17
美波町	無回答	無回答	無回答	0	0	0	0	0	0	0
牟岐町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
海陽町	0	0	0	0	0	0	0	3	2	5
つるぎ町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
東みよし町	0	0	0	0	1	0	1	3	1	6
合計	20	12	15	27	28	15	26	40	34	217

成年後見制度利用支援事業 後見報酬の助成実績【高齢者】

市町村	後見報酬の助成あり	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		H24～R2 案件数
		助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	
徳島市	○	2	1	1	1	2	1	2	0	5	3	8	6	13	6	18	10	22	11	40
鳴門市	○	0	0	0	0	1	1	1	1	4	2	5	2	5	2	5	0	7	4	12
小松島市	○	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	2	0	2	0	4	1	3
阿南市	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	4
吉野川市	○	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	1	1	0	5	5	10	4	11
阿波市	○	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	4	3	3	1	5	3	4	0	9
美馬市	○	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	5	4	6	6	3	2	13
三好市	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3	3	4	0	4
勝浦町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上勝町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐那河内村		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石井町	○	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3	3	5	3	3	3	10
神山町	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松茂町	○	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
北島町	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1
藍住町	○	0	0	0	0	0	0	3	3	3	0	3	1	3	0	1	0	2	0	4
板野町	○	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1
上板町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那賀町	○	0	0	0	0	2	2	1	0	3	2	3	1	1	0	3	2	6	3	10
美波町	○	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
牟岐町	○	0	0	0	0	2	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
海陽町	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2
つるぎ町	○	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
東みよし町	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1
合計	18	2	1	1	1	10	9	12	5	24	11	34	17	40	17	60	37	69	30	130

成年後見制度利用支援事業 申立費用の助成実績【障がい者】

市町村	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	H24～R2 総件数
徳島市	0	0	1	1	0	0	0	1	0	3
鳴門市	0	2	2	1	0	0	4	0	0	9
小松島市	0	3	0	1	1	0	1	0	0	6
阿南市	0	0	0	1	0	5	3	2	0	11
吉野川市	0	1	1	1	1	0	1	0	0	5
阿波市	3	1	1	0	0	1	1	0	0	7
美馬市	0	0	0	1	2	2	2	1	2	10
三好市	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
勝浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上勝町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐那河内村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石井町	1	0	0	0	1	0	0	1	0	3
神山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松茂町	0	2	0	0	0	0	0	0	1	3
北島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藍住町	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
板野町	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2
上板町	無回答	0	0	0	0	2	2	1	0	5
那賀町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
美波町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牟岐町	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
海陽町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
つるぎ町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東みよし町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	5	10	5	6	7	10	16	8	4	71

成年後見制度利用支援事業 後見報酬の助成実績【障がい者】

市町村	後見報酬の助成あり	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		H24～R2 案件数
		助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	
徳島市	○	0	0	0	0	1	1	3	3	7	4	8	2	9	1	11	2	11	3	16
鳴門市	○	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	4	3	6	6	10	4	15
小松島市	○	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0	1	0	3
阿南市	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
吉野川市	○	0	0	0	0	1	1	2	1	2	1	1	0	1	0	2	1	2	0	4
阿波市	○	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	2
美馬市	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	2	1	2
三好市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝浦町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上勝町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐那河内村		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石井町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神山町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松茂町	○	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	2
北島町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藍住町	○	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	2	1	1	0	1	0	1	0	2
板野町	○	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	2
上板町		無回答	無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那賀町	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1
美波町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牟岐町	○	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
海陽町	○	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1
つるぎ町	○	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1
東みよし町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	15	1	0	3	2	5	4	10	7	16	9	17	4	24	7	26	9	31	9	52

成年後見制度利用支援事業 申立費用の予算額と執行額【高齢者】

市町村	平成28年度			平成29年度			平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	予算額		執行額	予算額		執行額	予算額		執行額		予算額		執行額		予算額		執行額	
徳島市	1,698,000	15件分	150,192	1,698,000	15件分	231,120	1,176,000	20件分	347,802	22件分	1,236,000	20件分	249,683	24件分	736,000	20件分	207,573	18件分
鳴門市	937,717	5件分	104,633	771,600	7件分	94,840	1,088,000	10件分	275,359	10件分	1,088,000	10件分	181,368	13件分	1,050,000	15件分	103,560	9件分
小松島市	0		79,640	0		6,400	0		34,400	2件分	0		28,540	1件分	0		0	
阿南市	328,000	5件分	0	341,000	5件分	98,280	531,000	10件分	11,800	1件分	593,000	10件分	53,368	4件分	0		0	
吉野川市	317,000	5件分	75,200	372,000	5件分	66,800	372,000	5件分	61,400	4件分	352,000	5件分	112,000	5件分	332,000	5件分	18,304	2件分
阿波市	319,200	3件分	9,640	319,200	5件分	81,278	532,000	5件分	26,970	3件分	532,000	5件分	21,172	2件分	532,000	5件分	43,158	4件分
美馬市	160,000	2件分	19,200	180,000	2件分	31,438	190,000	2件分	61,368	2件分	190,000	2件分	21,794	3件分	270,000	10件分	190,800	18件分
三好市	564,500	5件分	18,200	220,000	2件分	99,460	229,000	2件分	88,354	2件分	339,000	3件分	9,650	1件分	90,000	3件分	81,476	4件分
勝浦町	後見報酬と合わせて350,000円		0	100,000	1件分	0	100,000	1件分	0		100,000	1件分	0		150,000	2件分	0	
上勝町	0		0	0		0	0		0		8,000	1件分	7,576	1件分	0		0	
佐那河内村	110,000	1件分	6,640	5,000	1件分	0	120,000	1件分	0		120,000	1件分	0		120,000	1件分	0	
石井町	257,000	4件分	66,974	257,000	4件分	46,630	257,000	4件分	38,760	3件分	257,000	4件分	44,524	3件分	262,000	4件分	41,057	4件分
神山町	125,000		0	74,000	2件分	0	74,000	2件分	0		74,000	2件分	0		68,000	2件分	0	
松茂町	128,700	2件分	17,906	139,000	3件分	0	136,000	3件分	0		124,000	2件分	0		124,000	1件分	10,523	1件分
北島町	108,000	1件分	5,400	108,000	1件分	69,822	108,000	1件分	8,708	1件分	108,000	1件分	0		108,000	1件分	0	
藍住町	300,000	3件分	0	800,000	4件分	0	0		0		0		0		800,000	4件分	0	
板野町	150,000	2件分	0	150,000	2件分	0	150,000	2件分	89,624	2件分	180,000	2件分	0		180,000	2件分	57,370	1件分
上板町	300,000	5件分	0	300,000	5件分	61,938	300,000	5件分	3,400	1件分	300,000	5件分	4,240	1件分	150,000	3件分	0	
那賀町	200,000	2件分	0	200,000	2件分	0	200,000	2件分	15,910	3件分	200,000	2件分	104,983	5件分	264,000	10件分	47,600	6件分
美波町	100,000	1件分	0	90,000	3件分	0	90,000	3件分	0		90,000	3件分	0		90,000	3件分	0	
牟岐町	200,000		0	200,000	2件分	0	100,000	1件分	0		100,000	1件分	0		100,000	1件分	5,428	1件分
海陽町	133,000	2件分	0	133,000	2件分	0	133,000	2件分	0		133,000	2件分	40,440	3件分	142,000	2件分	24,400	2件分
つるぎ町	120,000	1件分	0	120,000	1件分	0	120,000	1件分	0		120,000	1件分	0		120,000	1件分	0	
東みよし町	200,000	1件分	5,000	150,000	2件分	0	270,000	2件分	36,986	2件分	270,000	2件分	110,818	3件分	250,000	10件分	11,900	1件分

※藍住町：平成29年度は申立費用と後見報酬合算

成年後見制度利用支援事業 後見報酬の予算額と執行額 【高齢者】

市町村	平成28年度			平成29年度			平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	予算額		執行額	予算額		執行額	予算額		執行額		予算額		執行額		予算額		執行額	
徳島市	5,520,000	10件分	636,678	5,520,000	20件分	1,813,000	5,520,000	20件分	2,665,122	13件分	5,520,000	20件分	3,144,423	18件分	5,520,000	20件分	4,149,848	22件分
鳴門市	240,000	1件分	760,000	720,000	3件分	1,043,119	1,200,000	5件分	1,010,614	5件分	1,440,000	6件分	1,132,000	5件分	1,920,000	8件分	1,419,871	7件分
小松島市	0		290,000	552,000	2件分	398,000	600,000	2件分	459,000	2件分	1,200,000	4件分	508,000	2件分	1,500,000	5件分	926,898	4件分
阿南市	1,008,000	3件分	0	1,008,000	3件分	0	3,360,000	10件分	0		3,360,000	10件分	798,000	4件分	0		0	
吉野川市	672,000	2件分	135,000	1,344,000	4件分	419,000	1,344,000	4件分	180,000	1件分	1,344,000	4件分	1,037,800	5件分	1,680,000	5件分	1,737,000	10件分
阿波市	888,000	3件分	216,000	1,200,000	5件分	805,000	1,632,000	7件分	559,000	3件分	1,848,000	8件分	780,000	5件分	1,848,000	8件分	738,000	4件分
美馬市	720,000	3件分	313,000	720,000	3件分	150,000	864,000	4件分	533,970	5件分	864,000	4件分	722,361	6件分	1,080,000	5件分	533,000	3件分
三好市	1,008,000	3件分	0	336,000	1件分	127,000	336,000	2件分	120,000	1件分	336,000	2件分	498,000	3件分	585,000	3件分	745,000	4件分
勝浦町	後見報酬と合わせて350,000		0	50,000	1件分	0	50,000	1件分	0		50,000	1件分	0		0		0	
上勝町	0		0	0		0	0		0		0		0		0		0	
佐那河内村	0		0	340,000	1件分	0	340,000	1件分	0		340,000	1件分	0		340,000	1件分	0	
石井町	672,000	2件分	0	672,001	2件分	0	1,344,000	4件分	668,600	3件分	1,344,000	4件分	1,191,000	5件分	1,680,000	5件分	538,000	3件分
神山町	0		0	0		0	0		0		0		0		0		0	
松茂町	432,000	2件分	216,000	432,000	2件分	216,000	432,000	2件分	0		336,000	1件分	0		336,000	1件分	0	
北島町	336,000	1件分	0	336,000	1件分	0	336,000	1件分	50,400	1件分	336,000	1件分	0		336,000	1件分	0	
藍住町	691,000	3件分	657,000	800,000	4件分	734,000	800,000		486,000	3件分	800,000		216,000	1件分	0		415,000	2件分
板野町	336,000	1件分	336,000	336,000	1件分	216,000	336,000	2件分	216,000	1件分	984,000	4件分	288,000	1件分	0		0	
上板町	0		0	0		0	0		0		0		0		0		0	
那賀町	672,000	2件分	435,000	672,000	2件分	207,000	372,000	2件分	107,000	1件分	672,000	2件分	401,000	3件分	1,344,000	4件分	1,154,000	6件分
美波町	0		0	768,000	3件分	129,000	768,000	3件分	0		768,000	3件分	0		768,000	3件分	0	
牟岐町	300,000		100,000	300,000	1件分	0	500,000	1件分	0		500,000	1件分	0		500,000		0	
海陽町	552,000	2件分	0	552,000	2件分	0	552,000	2件分	0		552,000	2件分	0		984,000	3件分	317,000	2件分
つるぎ町	552,000	2件分	144,000	552,000	2件分	144,000	552,000	2件分	144,000	1件分	552,000	2件分	144,000	1件分	552,000	2件分	144,000	1件分
東みよし町	0		0	0		0	0		0		552,000	2件分	216,000	1件分	552,000	2件分	216,000	1件分

※藍住町：平成28年度は申立費用と後見報酬合算

成年後見制度利用支援事業 申立費用の予算額と執行額【障がい者】

市町村	平成28年度			平成29年度			平成30年度				令和元年度				令和2年度				
	予算額		執行額	予算額		執行額	予算額		執行額		予算額		執行額		予算額		執行額		
徳島市	216,000	5件分	0	151,000	6件分	0	151,000	6件分	0		151,000	6件分	9,748	1件分	218,000	8件分	0		
鳴門市	365,000	7件分	79,040	46,000	5件分	171,572	597,400	5件分	242,398	13件分	1,311,000	12件分	13,600	3件分	765,000	7件分	0		
小松島市	104,000	2件分	7,030	103,600	2件分	0	109,600	2件分	4,620	1件分	109,600	2件分	0		103,600	2件分	0		
阿南市	229,600	2件分	0	260,000	2件分	58,120	142,000	2件分	43,440	3件分	278,000	4件分	99,838	2件分	0		0		
吉野川市	170,800	2件分	8,800	427,000	5件分	0	427,000	5件分	15,606	1件分	427,000	5件分	0		377,500	5件分	0		
阿波市	117,000	2件分	0	234,000	4件分	0	234,000	4件分	10,794	1件分	247,600	4件分	0		255,600	4件分	0		
美馬市	220,000	2件分	14,400	220,000	2件分	57,178	220,000	2件分	6,400	1件分	220,000	2件分	6,400	1件分	70,000	2件分	41,130	2件分	
三好市	339,000	3件分	0	339,000	3件分	0	339,000	3件分	11,800	1件分	226,000	2件分	0		238,000	2件分	10928	1件分	
勝浦町	後見報酬と合わせて350,000		0	100,000	1件分	0	100,000	1件分	0		114,800	1件分	0		114,000	2件分	0		
上勝町	0		0	0		0	0		0		0		0		0		0		
佐那河内村	0		0	150,000	1件分	0	130,000	1件分	0		130,000	1件分	0		130,000	1件分	0		
石井町	63,000	1件分	11,848	63,000	1件分	0	63,000	1件分	0		63,000	1件分	12,320	1件分	61,000	1件分	0		
神山町	163,000	1件分	0	163,000	1件分	0	163,000	1件分	0		163,000	1件分	0		68,500		0		
松茂町	108,800	1件分	0	108,800	2件分	1	108,800	1件分	0		108,900	1件分	0		108,900	1件分	0		
北島町	122,000	1件分	0	112,000	1件分	0	112,000	1件分	0		114,000	1件分	0		114,000	1件分	0		
藍住町	20,000	2件分	0	204,000	3件分	0	1,212,000	5件分	56,400	1件分	1,212,000	5件分	59,200	1件分	174,000	3件分	0		
板野町	160,000	2件分	0	160,000	2件分	0	160,000	2件分	0		160,000	2件分	11,900	1件分	160,000	1件分	0		
上板町	300,000	5件分	0	300,000	15件分	10,509	100,000	5件分	12,800	2件分	80,000	5件分	4,892	1件分	80,000	1件分	0		
那賀町	高齢者で予算措置			高齢者で予算措置			336,000(後見報酬と合計で)		1件分	0		84,000	1件分	0		84,000	1件分	0	
美波町	30,000	1件分	0	90,000	1件分	0	90,000	3件分	0		90,000	3件分	0		90,000	3件分	0		
牟岐町	100,000	1件分	6,111	100,000	1件分	0	100,000	1件分	0		100,000	1件分	0		100,000	1件分	0		
海陽町	133,000	2件分	0	133,000	2件分	0	133,000	2件分	0		133,000	2件分	0		134,000	2件分	0		
つるぎ町	100,000	1件分	0	100,000	1件分	0	100,000	1件分	0		100,000	1件分	0		100,000	1件分	0		
東みよし町	100,000	1件分	0	100,000	1件分	0	100,000	1件分	0		100,000	1件分	0		100,000	1件分	0		

成年後見制度利用支援事業 後見報酬の予算額と執行額【障がい者】

市町村	平成28年度			平成29年度			平成30年度				令和元年度				令和2年度				
	予算額		執行額	予算額		執行額	予算額		執行額		予算額		執行額		予算額		執行額		
徳島市	644,000	2件分	1,598,800	1,776,000	6件分	2,092,000	2,448,000	8件分	2,349,000	9件分	3,456,000	11件分	2,538,122	11件分	3,433,000	13件分	2,640,170	11件分	
鳴門市	480,000	2件分	480,000	480,000	2件分	494,000	1,200,000	5件分	611,000	4件分	2,865,000	12件分	888,000	6件分	3,120,000	13件分	1,571,000	10件分	
小松島市	300,000	1件分	0	300,000	1件分	300,000	300,000	1件分	300,000	1件分	600,000	2件分	300,000	1件分	600,000	2件分	300,000	1件分	
阿南市	336,000	1件分	0	336,000	1件分	0	336,000	1件分	228,000	1件分	1,008,000	3件分	0		0	0	0		
吉野川市	672,000	2件分	650,400	1,008,000	3件分	336,000	1,008,000	3件分	336,000	1件分	1,008,000	3件分	744,000	3件分	1,344,000	4件分	436,000	2件分	
阿波市	552,000	2件分	198,000	552,000	2件分	216,000	552,000	2件分	216,000	1件分	552,000	2件分	216,000	1件分	552,000	2件分	216,000	1件分	
美馬市	0		0	240000	2件分	0	360,000	2件分	72,000	1件分	360,000	2件分	102,000	1件分	360,000	2件分	312,000	2件分	
三好市	336,000	1件分	0	168,000	1件分	0	168,000	1件分(6か月分)	0		168,000	1件分(6か月分)	0		168,000	1件分	0		
勝浦町	後見報酬と合わせて350,000		0	182,000	1件分	0	182,000		0		168,000	1件分	0		336,000	2件分	0		
上勝町	0		0	0		0	0		0		0		0		0		0		
佐那河内村	0		0	0		0	340,000	1件分	0		340,000	1件分	0		340,000	1件分	0		
石井町	336,000	1件分	0	336,000	1件分	0	336,000	1件分	0		336,000	1件分	0		336,000	1件分	0		
神山町	0		0	0		0	0		0		0		0		0		0		
松茂町	336,000	1件分	336,000	336,000	1件分	336,000	336,000	1件分	336,000	1件分	336,000	1件分	336,000	1件分	336,000	1件分	333,000	1件分	
北島町	168,000	1件分	0	168,000	1件分	0	84,000	1件分	0		84,000	1件分	0		216,000	1件分	0		
藍住町	336,000	1件分	216,000	1,008,000	3件分	623,800	予算は一括計上		214,000	1件分	予算は一括計上		216,000	1件分	216,000	1件分	214,000	1件分	
板野町	336,000	1件分	0	336,000	1件分	0	336,000	1件分	336,000	1件分	336,000	1件分	336,000	1件分	336,000	1件分	156,000	1件分	
上板町	0		0	0		0	0		0		0		0		80,000		0		
那賀町	高齢者で予算措置			高齢者で予算措置			336,000(後見報酬と合計で)		1件分	112,000	1件分	252,000	1件分	0		252,000	1件分	0	
美波町	0		0	768,000	3件分	0	768,000	3件分	0		768,000	3件分	0		768,000	3件分	0		
牟岐町	360,000	1件分	0	360,000	1件分	0	360,000	1件分	0		360,000	1件分	0		360,000	12件分	0		
海陽町	552,000	2件分	323,000	552,000	2件分	142,000	552,000	2件分	142,000	1件分	552,000	2件分	0		552,000	2件分	223,245	1件分	
つるぎ町	672,000	2件分	240,000	672,000	2件分	240,000	600,000	2件分	240,000	1件分	600,000	2件分	240,000	1件分	600,000	2件分	240,000	1件分	
東みよし町	0		0	0		0	0		0		0		0		336,000	1件分	0		

成年後見制度利用支援事業 令和3年度予算化状況

高齢者				
市町村	申立費用		後見報酬	
	令和3年度予算額	件数	令和3年度予算額	件数
徳島市	738,000	20件分	7,176,000	26件分
鳴門市	1,050,000	15件分	3,984,000	14件分
小松島市	0		1,344,000	4件分
阿南市	0		0	
吉野川市	252,000	5件分	1,680,000	5件分
阿波市	532,000	5件分	1,848,000	8件分
美馬市	260,000	10件分	1,080,000	5件分
三好市	59,500	5件分	1,770,000	7件分
勝浦町	150,000	2件分	0	
上勝町	事案があれば補正対応			
佐那河内村	120,000	1件分	340,000	1件分
石井町	393,000	6件分	4,032,000	12件分
神山町	68,000	2件分	1,104,000	4件分
松茂町	125,680	2件分	336,000	1件分
北島町	108,000	1件分	336,000	1件分
藍住町	800,000	4件分	0	
板野町	180,000	2件分	216,000	1件分
上板町	150,000	3件分	0	
那賀町	264,000	10件分	4,032,000	12件分
美波町	90,000	3件分	768,000	3件分
牟岐町	100,000	1件分	500,000	1件分
海陽町	142,000	2件分	984,000	3件分
つるぎ町	120,000	1件分	696,000	3件分
東みよし町	250,000	10件分	768,000	3件分

障がい者				
市町村	申立費用		後見報酬	
	令和3年度予算額	件数	令和3年度予算額	件数
徳島市	198,000	7件分	3,776,000	14件分
鳴門市	765,000	7件分	3,120,000	13件分
小松島市	97,000	1件分	300,000	1件分
阿南市	0		0	
吉野川市	146,500	3件分	1,008,000	3件分
阿波市	127,800	2件分	552,000	2件分
美馬市	70,000	2件分	360,000	2件分
三好市	229,400	2件分	672,000	2件分
勝浦町	114,800	2件分	336,000	2件分
上勝町	事案があれば補正対応			
佐那河内村	130,000	1件分	340,000	1件分
石井町	61,000	1件分	336,000	1件分
神山町	61,900		552,000	
松茂町	108,900	1件分	336,000	1件分
北島町	114,000	1件分	216,000	1件分
藍住町	174,000	3件分	216,000	1件分
板野町	11,900	1件分	336,000	1件分
上板町	50,000		0	
那賀町	84,000		252,000	1件分
美波町	90,000	3件分	768,000	3件分
牟岐町	100,000	1件分	360,000	12件分
海陽町	134,000	2件分	552,000	2件分
つるぎ町	100,000	1件分	600,000	2件分
東みよし町	100,000	1件分	336,000	1件分

成年後見制度利用支援事業の実施における課題

【 高齢者福祉担当課 】

鳴門市	報酬助成について。本人の預貯金額が報酬額を上回っている場合の助成については判断が難しい(現在は収支予定や、金銭管理の状況など助成申請のあった後見人等に書面や口頭などで十分聞き取って総合的に判断している)
小松島市	報酬助成を地域支援事業交付金を活用して実施しているが、今後、市の負担が増加すると助成を維持できない
阿南市	現在、本市成年後見制度利用支援事業の財源は全て一般財源(市単独)で賄われている。少子高齢化、核家族化が急速に進む中、今後益々成年後見制度の利用者の増加が見込まれる。当該制度利用者の増加に比例し、経済的理由により後見報酬を支払うことが困難である者も増加していくことが予測されることから、市町村が実施する後見報酬助成に対して、国、件ともに予算を十分に措置するよう要望します。
三好市	市長申立以外の親族申立の方をどうするか、生活保護との連携など様々な場所との関わりも考えていかないといけない為、難しさを感じる。
那賀町	年々、申立て数、報酬助成件数が増加している。その中で、今後も増加していけば予算の確保が課題となってくる。

【 障がい者福祉担当課 】

徳島市	対象者の拡充(財源確保)
鳴門市	・報酬助成の可否を判断するための基準(預貯金額や必要経費の考え方)が定まっていない。 ・複数後見人がついている場合であって、当該措置の事由が解消した際の取り扱いについて。 ・過去に市長申立を行った者に対する定期的な状況把握の体制づくり。 ・十分な財源の確保。 ・本市の市長申立てを受けて成年後見制度利用支援事業を利用している者が市外へ転出した場合の対応(現在は引き続き本市が対応しているが、他市町村へ転出しているため本人の状況把握が困難)。
阿南市	現在、本市成年後見制度利用支援事業の財源は全て一般財源(市単独)で賄われている。少子高齢化、核家族化が急速に進む中、今後益々、成年後見制度の利用者の増加が見込まれる。当該制度利用者の増加に比例し、経済的理由により後見報酬を支払うことが困難である者も増加していくことが予測されることから、市町村が実施する後見報酬助成に対して、国、県ともに予算を十分に措置するよう要望します。
上板町	・予算 ・周知

成年後見制度利用支援事業に関する要望や意見

【高齢者福祉担当課】

◇ 家庭裁判所に対して

阿南市	申立の際に必要な「財産目録」の作成において、不動産や自動車の把握に困難をきたしている。市長申立において、迅速かつ的確に把握するには税情報の利用が最も有効であるが、税情報を利用できる法の定めがないため、税情報を利用できない。成年被後見人の不動産等を的確に把握し、後見人の選任がスムーズに行えるよう、税情報の内部利用について、裁判所から国（総務省等）に働きかけていただき、国から県・市町村（税関係部署）へ協力を呼び掛けてもらいたい
-----	---

◇ 国や県に対して

徳島市	報酬助成を行う条件が自治体ごとに異なるため、どこの市町村がどの程度の収入、財産状況で助成を行うか、一定の基準をしめしてほしい
小松島市	財政支援をしてほしい
阿南市	税情報の内部利用ができるよう、市町村（税関係部署）へ協力を呼び掛けてもらいたい
美馬市	毎年件数助成額ともに増加傾向にあるので、財政的な支援をお願いしたい
勝浦町	申立て費用と後見報酬について全額補助を要望する
松茂町	全国で統一的な基準の作成 財政的支援
那賀町	支援に対する補助金等の強化

成年後見制度利用支援事業に関する要望や意見

【障がい者福祉担当課】

◇ 家庭裁判所に対して

阿南市	申立ての際に必要な「財産目録」の作成において、不動産や自動車の把握に困難をきたしている。市長申立てにおいて、迅速かつ的確に把握するためには税情報の利用が最も有効であるが、税情報を利用できる法の定めがないため、税情報を利用できない。成年被後見人の不動産等を的確に把握し、後見人の選任がスムーズに行えるよう、税情報の内部利用について、裁判所から国（総務省等）に働きかけていただき、国から県・市町村（税関係部署）へ協力を呼びかけてもらいたい。
-----	--

◇ 国や県に対して

徳島市	補助金の満額支給をお願いしたいです。
小松島市	市長申立てで後見を利用している人が転出した場合、その後の報酬はどこの市町村が支払うのか等の取り決めがない。近隣への転出ならよいが、遠い県外に行った場合もある。いろんな場合を想定しての取り決めやQ&Aを出してほしい。
阿南市	税情報の内部利用ができるよう、市町村（税関係部署）へ協力を呼び掛けてもらいたい。
美馬市	利用者が増加傾向にあるため、さらなる財政的な支援をお願いしたい。

市民後見人に関する取り組み

市町村	市民後見人の養成		市民後見人の活動支援	
徳島市	当分の間予定はない	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため	当分の間予定はない	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
鳴門市	当分の間予定はない	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため	当分の間予定はない	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
小松島市	当分の間予定はない	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため	当分の間予定はない	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
阿南市	養成を行っている	委託先: 阿南市社会福祉協議会	活動支援を行っている	委託先: 阿南市社会福祉協議会
吉野川市	当分の間予定はない	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため	当分の間予定はない	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
阿波市	当分の間予定はない	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため	当分の間予定はない	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
美馬市	養成を行っている	委託先: 美馬市社会福祉協議会	活動支援を行っている	委託先: 美馬市社会福祉協議会
三好市	検討中である		検討中である	
勝浦町	当分の間予定はない	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため	当分の間予定はない	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
上勝町	当分の間予定はない	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため	当分の間予定はない	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
佐那河内村	当分の間予定はない	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため	当分の間予定はない	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
石井町	当分の間予定はない(高齢) 検討中である(障がい)	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため(高齢)	当分の間予定はない(高齢) 検討中である(障がい)	石井町成年後見制度利用促進基本計画策定期間中(R3～R7)に検討予定(高齢)
神山町	当分の間予定はない(高齢) 検討中である(障がい)	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため(高齢)	当分の間予定はない(高齢) 検討中である(障がい)	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため(高齢)
松茂町	当分の間予定はない	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため	当分の間予定はない	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
北島町	当分の間予定はない	小規模な自治体であり養成研修等を開催しても希望者がいないことが想定されるため	当分の間予定はない	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
藍住町	検討中である		当分の間予定はない(高齢) 検討中である(障がい)	現在該当者がいないため(高齢)
板野町	当分の間予定はない	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため(障がい)	当分の間予定はない	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
上板町	当分の間予定はない	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため	当分の間予定はない	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
那賀町	当分の間予定はない	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため	当分の間予定はない	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
美波町	当分の間予定はない	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため	当分の間予定はない	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
牟岐町	当分の間予定はない	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため	当分の間予定はない	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
海陽町	当分の間予定はない	社協が法人後見を行っているので対応できるため(高齢) 市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため(障がい)	当分の間予定はない(高齢) 検討中である(障がい)	社協が法人後見を行っているので対応できるため(高齢)
つるぎ町	検討中である		検討中である	
東みよし町	当分の間予定はない	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため	当分の間予定はない	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため

市町村における成年後見制度利用促進基本計画の策定

市町村	策定済み	策定する予定	その他
徳島市		○	
鳴門市	○		
小松島市	○		
阿南市	○		
吉野川市		○	
阿波市		○	
美馬市	○		
三好市		○	
勝浦町	○		
上勝町		○	
佐那河内村		○	
石井町		○	
神山町		○	
松茂町	○		
北島町		○	
藍住町		○	
板野町	○		
上板町	○		
那賀町		○	
美波町	○		
牟岐町	○		
海陽町	○		
つるぎ町	○		
東みよし町	○		

策定(予定)時期	策定(予定)方法
令和4年3月	地域福祉計画等と一体的に策定予定
令和3年3月	第8期鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画と一体に策定(高齢) 第6期鳴門市障がい福祉計画と一体的に作成(障がい)
令和3年3月	地域福祉計画等と一体的に策定済み
令和2年9月	成年後見制度利用促進計画として単体で策定済み
令和5年4月	地域福祉計画等と一体的に策定予定
令和4年3月	地域福祉計画等と一体的に策定予定
令和2年3月	地域福祉計画等と一体的に策定済み
令和5年3月	地域福祉計画等と一体的に策定予定
令和3年3月	地域福祉計画等と一体的に策定済み
令和4年3月	地域福祉計画等と一体的に策定予定
令和6年3月	地域福祉計画等と一体的に策定予定
令和4年3月	成年後見制度利用促進計画として単体で策定予定
令和4年3月	地域福祉計画等と一体的に策定予定
令和3年3月	介護保険事業契約及び高齢者保健福祉計画に含む(高齢) 地域福祉計画等と一体的に策定済み(障がい)
令和4年3月	地域福祉計画等と一体的に策定予定
令和4年3月(高齢) 令和4年1月(障がい)	成年後見制度利用促進計画として単体で策定予定
令和2年3月	地域福祉計画等と一体的に策定済み
令和3年3月	地域福祉計画等と一体的に策定済み
令和4年3月	地域福祉計画等と一体的に策定予定
令和2年3月	地域福祉計画等と一体的に策定済み
令和2年3月(高齢) 令和3年4月(障がい)	地域福祉計画等と一体的に策定済み
令和3年3月	介護保険事業計画と一体的に策定済み(高齢) 障害福祉計画と一体的に策定済み(障がい)
令和3年3月	成年後見制度利用促進計画として単体で策定済み
令和3年3月	地域福祉計画等と一体的に策定済み

中核機関の設置

市町村	設置済み	設置する予定	設置する予定はない	その他
徳島市		○		
鳴門市		○		
小松島市		○		
阿南市	○			
吉野川市		○		
阿波市		○		
美馬市		○		
三好市		○		
勝浦町		○		
上勝町		○		
佐那河内村		○		
石井町		○		
神山町		○		
松茂町		○		
北島町		○		
藍住町		○		
板野町		○		
上板町		○(障がい)		○(高齢)
那賀町		○		
美波町		○		
牟岐町		○		
海陽町	○			
つるぎ町	○			
東みよし町		○(高齢)		○(障がい)

設置予定時期	設置予定方法	運営予定方法	委託先
令和4年3月	未定	委託	徳島市社会福祉協議会
令和5年	単独	検討中	
令和3年12月	単独	委託	小松島市社会福祉協議会
令和3年4月		直営＋委託	阿南市社会福祉協議会
令和5年4月	単独	委託	検討中
令和4年度中	単独	直営＋委託	阿波市社会福祉協議会
令和4年3月	単独	直営＋委託	美馬市社会福祉協議会・とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク
令和5年3月	単独	直営＋委託(高齢) 未定(障がい)	三好市社会福祉協議会(高齢) 未定(障がい)
令和4年度中	単独	検討中	未定
令和4年度	単独	直営＋委託	検討中
令和4年度中	単独	直営＋委託	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク
令和4年3月	単独	直営＋委託	石井町社会福祉協議会・とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク
令和4年4月	単独	直営＋委託	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク
令和4年(高齢) 令和5年3月(障がい)	単独(高齢) 検討中(障がい)	直営＋委託(高齢) 検討中(障がい)	社会福祉協議会(高齢) 検討中(障がい)
令和4年4月	単独	直営＋委託	社会福祉協議会等
令和4年4月	単独	委託	藍住町社会福祉協議会
令和4年3月	単独(障がい)	直営	
令和4年以降(障がい)	広域での設置を希望(高齢) 単独(障がい)	直営＋委託(障がい)	社会福祉協議会(障がい)
		直営＋委託	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク
不明			
令和4年4月	単独	直営＋委託	牟岐町社会福祉協議会(高齢)
令和3年4月	単独	委託	海陽町社会福祉協議会
令和3年4月	単独	直営	
令和4年(高齢)	単独(高齢) 検討中(障がい)	直営＋委託(高齢) 検討中(障がい)	東みよし町社会福祉協議会(高齢) 検討中(障がい)

市町村計画の策定、中核機関の設置など権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築における課題

【高齢者福祉担当課】

徳島市	中核機関における人材(専門職)の確保 委託費等の予算の確保
鳴門市	現在、障がい者担当課・高齢者担当課・社会福祉協議会の三者で中核機関の設置を含めた成年後見制度利用促進について毎月協議を行っている。中核機関の設置については、直営・委託を含めて検討中。三者とも人力的な課題などがあるため、検討に時間を要する。
小松島市	専門的知識の習得 経験が乏しい
三好市	社会福祉協議会や他部署との連携の中で、日常生活自立支援事業などの他事業ともスムーズに連動させていく仕組み作りのところがまだぼやけている。
上勝町	人員不足
北島町	中核機関の設置にあたり、専門性の確保が困難

【障がい者福祉担当課】

上勝町	人員不足
上板町	予算措置、人員不足

市町村計画の策定、中核機関の設置など権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に関する意見や要望

【高齢者福祉担当課】

◇ 国や県に対して

徳島市	補助金等財政支援 県においては、全国統一的な運用のため、主導をお願いしたい。 研修等の充実
小松島市	財政支援をしてほしい
美馬市	人員不足のため、中核機関設置にあたり委託先(社会福祉法人美馬市社会福祉協議会)の人員を一人増員する予定であるが、財源が不足しているので、財政的支援をお願いしたい

◇ 関係機関(利用支援を行う機関や専門職団体)に対して

徳島市	地域連携ネットワークにおける連携、協力をお願いしたい
-----	----------------------------

【障がい者福祉担当課】

◇ 国や県に対して

勝浦町	引き続き、研修やサポートなどしていただきたい。
-----	-------------------------

その他成年後見制度利用促進や権利擁護に関する取り組み

市町村	高齢者福祉担当課	障がい者福祉担当課
	取り組みの有無	取り組みの有無
徳島市	×	×
鳴門市	○	未回答
小松島市	×	未回答
阿南市	○	○
吉野川市	×	×
阿波市	○	×
美馬市	○	○
三好市	×	×
勝浦町	○	○
上勝町	○	○
佐那河内村	×	×
石井町	○	○
神山町	×	×
松茂町	○	×
北島町	×	×
藍住町	×	未回答
板野町	○	○
上板町	×	×
那賀町	×	×
美波町	回答なし	未回答
牟岐町	○	×
海陽町	×	×
つるぎ町	×	○
東みよし町	×	○
	取り組み有：10か所	取り組み有：8か所

その他成年後見制度利用促進や権利擁護に関する取り組み

【 高齢者福祉担当課 】

鳴門市	現在、障がい者担当課・高齢者担当課・社会福祉協議会の三者で中核機関の設置を含めた成年後見制度利用促進について毎月協議を行っている。
阿南市	成年後見センターと協力し、制度の周知と相談体制の整備を図っている。 阿南市版エンディングノート「たまた箱」に成年後見制度に関する事項を掲載し、高齢者に対して制度の啓発を行っている。
阿波市	地域支援事業(総合相談において、市民からの相談に対応している) 権利擁護(高齢者虐待含む)に関する研修を開催している。 市広報誌に権利擁護(高齢者虐待、成年後見制度)について掲載し、周知している。 阿波市民生委員児童委員定例会や介護支援専門員連絡会等において、制度や金銭管理に関する相談について説明している。
美馬市	高齢者虐待防止研修の開催 とくしま高齢者障がい者権利擁護ネットワークとアドバイザー契約を締結している。定例検討会にて市社協も含め関係機関と権利擁護支援が必要な個別事例について検討している。 美馬市地域包括支援センター(直営)にて、総合相談業務のほか、関係機関への広報啓発、研修を実施。
勝浦町	成年後見制度に関する研修会 地域包括支援センターへ権利擁護に関する相談事業の委託 地域ケア会議での関係機関の連携
上勝町	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークとアドバイザー契約を締結している。 地域包括支援センターにおいて申し立て支援をしている。
石井町	権利擁護セミナー、なんでも無料相談会、ふじっこあんしんサポーター養成講座等の開催
松茂町	広報等での周知
板野町	広報・相談支援体制の構築、関係機関との連携
牟岐町	牟岐町社会福祉協議会がとくしま高齢者障がい者権利擁護ネットワークとアドバイザー契約を締結している。年3回の定例検討会には牟岐町役場や地域包括支援センターも加わっている。

その他成年後見制度利用促進や権利擁護に関する取り組み

【 障がい者福祉担当課 】

阿南市	成年後見センターと協力し、制度の周知と相談体制の整備を図っている。
美馬市	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークの協力による個別事例対応、関係機関との連携による研修会の開催等。
勝浦町	・成年後見制度についての研修会 ・自立支援協議会で関係機関と情報共有を行い、連携している ・相談支援事業所へ相談事業を委託し、権利擁護のために必要な援助を行っている。
上勝町	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークとアドバイザー契約を結んでいる。
石井町	名西郡自立支援協議会に権利擁護部会を設置。
牟岐町	制度が必要な人に必要な支援が届くように中核機関の設置に向け、積極的な広報や相談対応を実施して権利擁護に努めます。
つるぎ町	つるぎ町障がい者虐待対策・障がい者差別解消支援地域協議会を設立した。(H30.10.1)
東みよし町	問題が起これば関係機関と連携し権利擁護のケース会議を行っている。

成年後見制度関連担当課 一覧

市町村	高齢者			障がい者		
	担当課	電話番号	FAX	担当課	電話番号	FAX
徳島市	健康長寿課	088-621-5574	088-655-6560	障害福祉課	088-621-5177	088-621-5300
鳴門市	長寿介護課(高齢支援担当)	088-684-1222	088-684-1321	社会福祉課	088-684-1145	088-684-1337
小松島市	介護福祉課(地域包括ケア推進担当)	0885-32-3507	0885-35-0272	介護福祉課(障がい福祉担当)	0885-32-2279	0885-35-0272
阿南市	地域共生推進課(高齢福祉係)	0884-22-3440	0884-22-1813	地域共生推進課(地域共生係)	0884-22-3440	0884-22-1813
吉野川市	長寿いきがい課	0883-22-2264	0883-22-2260	社会福祉課 障がい福祉係	0883-22-2263	0883-22-2260
阿波市	介護保険課(地域包括支援センター)	0883-36-6543	0883-26-6054	社会福祉課	0883-36-6812	0883-36-5158
美馬市	長寿・障がい福祉課	0883-52-5605	0883-52-1197	長寿・障がい福祉課	0883-52-5614	0883-52-1197
三好市	みよし地域包括支援センター	0883-72-5877	0883-76-0150	長寿・障害福祉課	0883-72-7610	0883-72-7605
勝浦町	福祉課	0885-42-1502	0885-42-3028	福祉課	0885-42-1502	0885-42-3028
上勝町	住民課	0885-46-0111	0885-46-0323	住民課	0885-46-0111	0885-46-0323
佐那河内村	健康福祉課	088-679-2971	088-679-2125	健康福祉課	088-679-2971	088-679-2125
石井町	長寿社会課	088-674-6111	088-674-2030	福祉生活課	088-674-1116	088-675-1500
神山町	地域包括支援センター	088-676-1185	088-676-1100	健康福祉課	088-676-1114	088-676-1100
松茂町	松茂町地域包括支援センター	088-683-4566	088-699-6008	福祉課	088-699-8713	088-699-2141
北島町	地域包括支援センター 社会福祉課	088-698-8951 088-698-9802	088-697-0517 088-698-8494	民生児童課	088-698-9802	088-698-8494
藍住町	福祉課	088-637-3114	088-637-3150	福祉課	088-637-3114	088-637-3150
板野町	福祉保健課地域包括支援センター	088-672-1026	088-672-7127	福祉保健課	088-672-5986	088-672-2533
上板町	健康推進課	088-694-6810	088-694-5903	福祉保健課	088-694-6810	088-694-5903
那賀町	保健医療福祉課	0884-62-1141	0884-62-1115	保健医療福祉課	0884-62-1141	0884-62-1115
美波町	福祉課	0884-77-3614	0884-77-1666	福祉課	0884-77-3614	0884-77-1666
牟岐町	健康生活課	0884-72-3417	0884-72-2716	住民福祉課	0884-72-3416	0884-72-2716
海陽町	地域包括ケア推進課	0884-73-4312	0884-73-3880	福祉課	0884-73-4313	0884-73-3880
つるぎ町	つるぎ町地域包括支援センター	0883-62-3111	0883-55-1051	福祉課	0883-62-3111	0883-55-1051
東みよし町	福祉課	0883-82-6306	0883-82-6307	福祉課	0883-82-6306	0883-82-6307